

令和 7 年 2 月 2 6 日
学 校 職 員 課

教育長臨時代理の報告（区議会提出議案に関する意見聴取（学校職員課所管分））

1 主旨

「職員の退職手当に関する条例」の一部改正について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき 2 月 10 日の教育委員会にて意見聴取があり、異議なしと回答していたが、その後附則内容の修正があったため、2 月 13 日に改めて意見を求められた。

また、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」及び「職員の旅費に関する条例」の一部改正について、同様に 2 月 14 日に区長から教育委員会へ意見を求められた。

これらの意見聴取に対しては速やかに回答する必要があったが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第 2 条の 2 に基づき、教育長の臨時代理により前者は 2 月 14 日に、後者は 2 月 17 日に異議なしと決定し、回答したので報告する。

2 改正する条例及び主な改正内容

（1）「職員の退職手当に関する条例」

＜概要（2 月 10 日教育委員会資料再掲）＞

雇用保険法等の一部を改正する法律により、国家公務員の取り扱いが見直されたことに伴い同様の改正を行う。また、刑法等の一部を改正する法律の施行により関係条文を整理する。

＜内容（2 月 10 日教育委員会資料再掲）＞

①就業促進手当の給付内容の見直しによる条文整理

失業給付受給者の早期再就職を促すことを目的とする就業促進手当のうち、安定した職業以外の職業への就職を促す目的の「就業手当」について、政策的意義が薄れたことなどから廃止された。この廃止に伴い関係条文を整理する。

②地域延長給付（暫定措置）の延長による条文整理

雇用保険法に基づく地域延長給付（暫定措置）の対象が令和 7 年 3 月 31 日以前の退職者から令和 9 年 3 月 31 日以前の退職者までの 2 年間延長された。この改正に伴い条文中の期間を改める。

③刑法改正に伴う条文整理

刑法の一部が改正され、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設された。この改正に伴い、条例中の「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

＜附則の修正について＞

経過措置の世田谷区規則への委任の範囲について、雇用保険法改正に係る部分を対象外とする。

＜施行期日＞

令和 7 年 4 月 1 日、ただし、刑法改正に係る部分は令和 7 年 6 月 1 日

(2)「幼稚園教育職員の給与に関する条例」

<概要>

国家公務員の取り扱いに準じ、再任用職員に住居手当を支給する。

<改正内容>

定年前再任用短時間勤務職員に対して、適用除外とされていた住居手当についてその対象から外す。

<施行期日>

令和7年4月1日

(3)「職員の旅費に関する条例」

<概要>

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的として、国家公務員等の旅費に関する法律改正に伴い条例改正を行う。

<主な改正内容>

種目	現行	改正後
宿泊費（旧宿泊料）（内国旅費）	旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額（原則 10,900 円）により支給	定額支給方式から実費支給方式（上限 19,000 円）に変更
日当・食卓料	日当：目的地内での移動にかかる交通実費や連絡通信費等の諸雑費として定額（1,300 円）を支給 食卓料：1 夜にまたがる特定の旅行において食事代を必要とする場合や、指定宿泊施設が素泊まりであった場合などは、朝・夕食 1 食につき 1,300 円を支給	廃止
宿泊手当（新設）	規定なし	日当・食卓料を廃止し、内国旅行：1 泊につき 2,400 円、外国旅行：5,400 円を新たに宿泊手当として定額で支給。
鉄道賃	内国旅行において、特別急行列車を運行する路線による旅行の急行料金は、J R は片道 100km 以上、私鉄は 50km 以上のものに限り支給	内国旅行における特急料金の支給について、現行の距離制限を廃止
包括宿泊費	規定なし	パック旅行を利用する場合、交通費と宿泊料をまとめた金額を新たに包括宿泊費として実費支給
転居費（旧移転料）	赴任に伴う住所又は居所の移転について、旧在勤地から新在勤地までの路程等に応じ上限の範囲内で支給	現行の上限を撤廃し、費用を実費支給

着後滞在費 (旧着後手当)	日当および宿泊料定額の 5 日分の金額を支給。なお、到着後直ちに職員のための公舎又は自宅に入る場合はそれぞれ 2 日分の金額を支給。	新居への入居実態に合わせてホテル等の宿泊にかかる費用の実費及び宿泊手当相当額を支給
扶養親族移転費 (旧扶養親族移転料)	扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、規程の金額を支給。	年齢による減額調整を廃止し、移転にかかる費用と着後滞在費相当額を扶養親族の人数分支給。
渡航雑費 (旧渡航手数料)	外国旅行の際、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額を支給。	左記に加え、保険料、医薬品、携行品の購入費用、健康診断等の受診に係る費用等も支給。

＜施行期日＞

令和 7 年 4 月 1 日

3 臨時代理の内容

(1) 意見（回答）	「異議なし」	
(2) 臨時代理日	「職員の退職手当に関する条例」	令和 7 年 2 月 1 4 日
	「幼稚園教育職員の給与に関する条例」	令和 7 年 2 月 1 7 日
	「職員の旅費に関する条例」	同 上

6世教総第433号

令和7年2月14日

世田谷区長 あて

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

令和7年2月13日付6世総第655号により依頼のあった標記の件について、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

記

1 議案名

（1）職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

2 意見

異議なし

担当 教育総務課調整係

鈴木 内線2745

6世教総第434号

令和7年2月17日

世田谷区長 あて

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

令和7年2月14日付6世総第664号により依頼のあった標記の件について、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

記

1 議案名

- （1）幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- （2）職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- （3）世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- （4）世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

2 意見

異議なし

担当 教育総務課調整係

鈴木 内線2745



6世総第655号
令和7年2月13日

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案 件 名

(1)職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年2月14日（金）

5 担 当

総務部総務課総務係 齋藤 内線2064



6世総第664号
令和7年2月14日

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年2月17日（月）

5 担 当

総務部総務課総務係 齋藤 内線2064

議案第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 雇用保険法及び刑法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第17条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条の見出し中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第1項第1号及び第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第11条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条及び付則第11条の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年6月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、附則第1項第2号に掲げる規定の施行に伴い必要な経過措置は、世田谷区規則で定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の退職手当に関する条例 昭和31年12月18日条例第44号 改正 (改正履歴省略) 職員の退職手当に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、職員の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。 (第2条～第12条省略) (失業者の退職手当) 第13条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして世田谷区規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他世田谷区規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者	○職員の退職手当に関する条例 昭和31年12月18日条例第44号 改正 職員の退職手当に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、職員の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。 (失業者の退職手当) 第13条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして世田谷区規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他世田谷区規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者

改正後	改正前
が世田谷区規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、当該一般の退職手当等のほかその超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。 (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下	が世田谷区規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、当該一般の退職手当等のほかその超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。 (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下

改正後	改正前
この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。	この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
(1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間	(1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間
(2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間	(2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間
3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項の規定に該当する者を除く。)が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。	3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項の規定に該当する者を除く。)が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の世田谷区規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、世田谷区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしな	4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の世田谷区規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、世田谷区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしな

改正後	改正前
いことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他世田谷区規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして世田谷区規則で定める職員が世田谷区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定により算定される期間に算入しない。 5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 （1） その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 （2） その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に	いことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他世田谷区規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして世田谷区規則で定める職員が世田谷区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定により算定される期間に算入しない。 5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 （1） その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 （2） その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に

改正後	改正前
規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号のいずれかに掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) その者が区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合 (2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2	7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号のいずれかに掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) その者が区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合 (2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2

改正後	改正前
号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合	(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合	(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1) 区長が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額	(1) 区長が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額	(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額	(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

改正後	改正前
(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額	(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額	(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
9 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。	9 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
10 第8項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。	10 第8項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
11 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。	11 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手</u>	12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u>日数分の第1項又は第3項の規定に

改正後	改正前
<u>当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する</u>日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。	よる退職手当の支給があったものとみなす。 <u>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> <u>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第9項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。	13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第9項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。
14 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。 (都職員等となった者の取扱い)	14 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。 (都職員等となった者の取扱い)
第14条 職員（世田谷区規則で定める者を除く。）が引き続いて都職員等となったときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときその他世田谷区規則で定めるときは、この限りでない。 (定義)	第14条 職員（世田谷区規則で定める者を除く。）が引き続いて都職員等となったときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときその他世田谷区規則で定めるときは、この限りでない。 (定義)
第15条 この条から第22条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職	第15条 この条から第22条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職

改正後	改正前
の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。 (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第21条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職。以下この号において同じ。）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいい、これらの機関がない場合にあつては、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職の任命権を有する機関をいう。 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その	の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。 (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第21条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職。以下この号において同じ。）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいい、これらの機関がない場合にあつては、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職の任命権を有する機関をいう。 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その

改正後	改正前
理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。 (退職手当の支払の差止め) 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき	理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。 (退職手当の支払の差止め) 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮(こ)</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき

改正後	改正前
その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。 (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。 4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者	その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。 (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。 4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者

改正後	改正前
の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみな	の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮(こ)以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみな

改正後	改正前
す。 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。（退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 （1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。	す。 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。（退職後<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 （1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。

改正後	改正前
(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。 4 世田谷区行政手続条例（平成7年9月世田谷区条例第47号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。 5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処	(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。 4 世田谷区行政手続条例（平成7年9月世田谷区条例第47号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。 5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処

改正後	改正前
分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。 (退職をした者の退職手当の返納) 第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項又は第5項の規定による退職手当の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定によ	分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。 (退職をした者の退職手当の返納) 第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項又は第5項の規定による退職手当の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定によ

改正後	改正前
る処分を行うことができない。 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。 6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。 (遺族の退職手当の返納) 第20条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 2 第16条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。 3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第21条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一	る処分を行うことができない。 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。 6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。 (遺族の退職手当の返納) 第20条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 2 第16条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。 3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第21条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一

改正後	改正前
般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第3章第2節の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第3章第2節の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

改正後	改正前
く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続い	5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続い

改正後	改正前
た在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	た在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。	6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
7 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。	7 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第19条第4項の規定による意見の聴取について準用する。 （人事委員会による調査審議）	8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第19条第4項の規定による意見の聴取について準用する。 （人事委員会による調査審議）
第22条 特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。	第22条 特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。
2 退職手当管理機関は、第18条第1項第3号若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定によ	2 退職手当管理機関は、第18条第1項第3号若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定によ

改正後	改正前
る処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。 3 人事委員会は、第18条第2項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。 6 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が定める。 （口座振替による支払） 第23条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。 （世田谷区規則への委任） 第24条 この条例の施行について必要な事項は、世田谷区規則で定める。 付 則 第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。 （付則第2条～第10条省略）	る処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。 3 人事委員会は、第18条第2項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。 6 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が定める。 （口座振替による支払） 第23条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。 （世田谷区規則への委任） 第24条 この条例の施行について必要な事項は、世田谷区規則で定める。 付 則 第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

改正後	改正前
(第13条第7項の規定の適用に関する特例) 第11条 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。 (付則第12条以下及び改正附則省略) <u>附 則 (令和7年3月 日条例第 号)</u>	(第13条第7項の規定の適用に関する特例) 第11条 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。

改正後	改正前
<u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 第13条及び付則第11条の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日</u> <u>(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年6月1日</u> (経過措置) <u>2 この条例による改正後の第13条第8項第4号(同条第9項において準用する場合を含む。)及び同条第12項の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</u> <u>3 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の第17条第1項及び第5項、第18条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</u>	
<u>4 前項に定めるもののほか、附則第1項第2号に掲げる規定の施行に伴い必要な経過措置は、世田谷区規則で定める。</u>	

議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 住居手当の支給対象に再任用職員を加える必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年 3 月13日条例第22号 (扶養手当についての適用除外) 第32条の 2 第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年 3 月13日条例第22号 (扶養手当及び住居手当についての適用除外) 第32条の 2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第2条による改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 附 則（令和4年9月30日条例第37号） 1～8 省略 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第12条の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。 10 省略 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 附 則（令和4年9月30日条例第37号） 1～8 省略 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の 規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 省略

議案第 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の支給額等を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、
本案を提出する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、扶養親族移転費及び渡航雑費」に改め、同条第4項中「路程に応じ旅客運賃の合計額の範囲内において」を「航空機を利用する移動に要する費用として」に改め、同条第5項中「車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行」を「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。ただし、旅行者が旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は、支給しない。

第6条第8項を削り、同条第7項中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、「定額」の次に「の範囲内において実費額」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項本文の規定にかかわらず、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号のいずれかに該当する場合の宿泊手当の額は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の2に相当する額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の1に相当する額

第6条第12項中「渡航手数料」を「渡航雑費」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「扶養親族移転料」を「扶養親族移転費」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「着後手当」を「着後滞在費」に、「ついて、定額により」を「必要な滞在に係る費用として」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「移転料」を「転居費」に改め、「定額の範囲内において」を削り、同項を同条第1

0 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

9 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 15 条第 1 号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第 2 号中「別表第 2 の宿泊料額の範囲内における実費額の宿泊料」を「第 6 条第 6 項及び第 7 項並びに別表第 2 に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額の範囲内における実費額の宿泊費」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「別表第 2 の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合にはその 2 分の 1 に相当する額）の範囲内における実費額の移転料」を「運送に要する実費額の転居費」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 19 条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費」に改める。

第 20 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 22 条中「旅客運賃」を「航空機を利用する移動に要する費用」に改める。

第 23 条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第 1 項中「車賃の額は実費額」を「その他の交通費の額は、実費額」に改める。

第 24 条を次のように改める。

（宿泊手当）

第 24 条 宿泊手当の額は、第 6 条第 6 項及び第 7 項並びに別表第 2 に規定する額による。

第 25 条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第 1 項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「の定額」を「に規定する定額の範囲内の実費額」に改め、同条第 2 項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊費」を「宿泊に係る費用」に改める。

第 26 条から第 30 条までを次のように改める。

（包括宿泊費）

第26条 包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額による。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額を超えるときは、当該合計額とする。

(転居費)

第27条 転居費の額は、次の各号のいずれかの方法により算定した実費額による。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の規定により算定するに当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として別途定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族がこの条例の規定によらず、赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第28条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の額の合計額に相当する額による。

(扶養親族移転費)

第29条 扶養親族移転費の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を職員の居住地（赴任後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

第30条 削除

第31条ただし書中「日当及び食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第34条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第1項中「旅客運賃」を「航空機を利用する移動に要する費用」に改め、同条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第35条を次のように改める。

（宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費）

第35条 宿泊手当の額は、第6条第6項及び第7項並びに旅行先の区分に応じた別表第3に規定する額に、宿泊費の額は、旅行先の区分に応じた同表に規定する定額の範囲内の実費額に、包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る第25条の規定による宿泊費の額の合計額による。

2 第25条第2項及び第26条ただし書の規定は、外国旅行の場合の宿泊費及び包括宿泊費について準用する。

第39条の2を次のように改める。

（渡航雑費）

第39条の2 渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、保険料、医薬品及び携行品の購入に係る費用、健康診断その他の医療機関での受診に係る費用並びにこれらの費用に類する又は付随する費用の実費額による。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条、第15条、第24条、第25条関係）

内国旅行の旅費

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	19,000円

別表第3（第6条、第35条関係）

外国旅行の旅費

区分	支給額							
	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	その他の地域
宿泊手当（1夜につき）	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
宿泊費（1夜につき）	47,000円	40,000円	59,000円	47,000円	49,000円	43,000円	47,000円	21,000円

備考 この表において「区分」とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の2の部に掲げる地域をいう。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の旅費に関する条例 昭和26年10月11日条例第12号 改正 昭和27年 8 月 5 日 条例第10号 昭和28年 2 月17日 条例第 7 号 昭和31年 9 月 1 日 条例第17号 昭和32年12月24日 条例第18号 昭和34年 3 月26日 条例第 3 号 昭和35年 8 月25日 条例第 8 号 昭和37年 3 月31日 条例第 9 号 昭和38年10月 5 日 条例第21号 昭和41年 3 月30日 条例第21号 昭和42年 9 月20日 条例第35号 昭和44年 4 月25日 条例第16号 昭和45年 3 月26日 条例第 2 号 昭和47年 4 月 3 日 条例第16号 昭和48年 6 月27日 条例第18号 昭和50年 3 月28日 条例第20号 昭和50年12月20日 条例第53号 昭和53年 3 月31日 条例第30号 昭和54年 6 月27日 条例第45号 昭和56年 3 月19日 条例第 7 号 昭和59年 6 月20日 条例第31号 昭和61年 3 月29日 条例第 9 号 昭和62年 3 月23日 条例第 3 号 昭和63年 3 月15日 条例第13号	○職員の旅費に関する条例 昭和26年10月11日 条例第12号 改正 昭和27年 8 月 5 日 条例第10号 昭和28年 2 月17日 条例第 7 号 昭和31年 9 月 1 日 条例第17号 昭和32年12月24日 条例第18号 昭和34年 3 月26日 条例第 3 号 昭和35年 8 月25日 条例第 8 号 昭和37年 3 月31日 条例第 9 号 昭和38年10月 5 日 条例第21号 昭和41年 3 月30日 条例第21号 昭和42年 9 月20日 条例第35号 昭和44年 4 月25日 条例第16号 昭和45年 3 月26日 条例第 2 号 昭和47年 4 月 3 日 条例第16号 昭和48年 6 月27日 条例第18号 昭和50年 3 月28日 条例第20号 昭和50年12月20日 条例第53号 昭和53年 3 月31日 条例第30号 昭和54年 6 月27日 条例第45号 昭和56年 3 月19日 条例第 7 号 昭和59年 6 月20日 条例第31号 昭和61年 3 月29日 条例第 9 号 昭和62年 3 月23日 条例第 3 号 昭和63年 3 月15日 条例第13号

改正後	改正前
平成元年 3 月 15 日 条例第 16 号 平成元年 12 月 14 日 条例第 57 号 平成 2 年 6 月 20 日 条例第 30 号 平成 10 年 3 月 12 日 条例第 4 号 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 20 号 平成 12 年 12 月 11 日 条例第 105 号 平成 13 年 3 月 13 日 条例第 12 号 平成 18 年 3 月 14 日 条例第 11 号 令和 5 年 6 月 27 日 条例第 28 号	平成元年 3 月 15 日 条例第 16 号 平成元年 12 月 14 日 条例第 57 号 平成 2 年 6 月 20 日 条例第 30 号 平成 10 年 3 月 12 日 条例第 4 号 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 20 号 平成 12 年 12 月 11 日 条例第 105 号 平成 13 年 3 月 13 日 条例第 12 号 平成 18 年 3 月 14 日 条例第 11 号 令和 5 年 6 月 27 日 条例第 28 号
職員の旅費に関する条例	職員の旅費に関する条例
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条—第 13 条）	第 1 章 総則（第 1 条—第 13 条）
第 2 章 内国旅行の旅費（第 14 条—第 30 条）	第 2 章 内国旅行の旅費（第 14 条—第 30 条）
第 3 章 外国旅行の旅費（第 31 条—第 41 条）	第 3 章 外国旅行の旅費（第 31 条—第 41 条）
第 4 章 雑則（第 42 条—第 44 条）	第 4 章 雑則（第 42 条—第 44 条）
附則	附則
（旅費の種類）	（旅費の種類）
第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、扶養親族移転費及び渡航雑費</u>とする。	第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料</u>及び<u>渡航手数料</u>とする。
2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。	2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。
3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。	3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。
4 航空賃は、航空旅行について、<u>航空機を利用する移動に要する費用として</u>実費額により支給する。	4 航空賃は、航空旅行について、<u>路程に応じ旅客運賃の合計額の範囲内において</u>実費額により支給する。
5 <u>その他の交通費</u>は、<u>鉄道、船舶及び航空機以外を利用する</u>旅行について、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により	5 <u>車賃</u>は、<u>陸路（鉄道を除く。以下同じ。）</u>旅行について、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により支給する。

改正後	改正前
支給する。 6 <u>宿泊手当</u>は、<u>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。ただし、旅行者が旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は、支給しない。</u> 7 <u>前項本文の規定にかかわらず、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号のいずれかに該当する場合の宿泊手当の額は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>（１） 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものを含む場合 別表第２又は別表第３に規定する宿泊手当の定額の３分の２に相当する額</u> <u>（２） 朝食及び夕食に係る費用に相当するものを含む場合 別表第２又は別表第３に規定する宿泊手当の定額の３分の１に相当する額</u> 8 <u>宿泊費</u>は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額<u>の範囲内において実費額</u>により支給する。 9 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。</u> 10 <u>転居費</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。 11 <u>着後滞在費</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転に<u>必要な滞在に係る費用として</u>支給する。 12 <u>扶養親族移転費</u>は、赴任に伴う、扶養親族の移転について支給する。 13 <u>渡航雑費</u>は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。 (削除)	6 <u>日当</u>は、<u>旅行中の日数に応じ1日</u>当たりの定額により支給する。 7 <u>宿泊料</u>は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 8 <u>食卓料</u>は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 9 <u>移転料</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、<u>定額の範囲内において実費額</u>により支給する。 10 <u>着後手当</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転に<u>ついて、定額により</u>支給する。 11 <u>扶養親族移転料</u>は、赴任に伴う、扶養親族の移転について支給する。 12 <u>渡航手数料</u>は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。 <u>第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による</u>

改正後	改正前
(削除) (削除) (近接地内旅費) 第15条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。 (1) 鉄道賃、船賃及び<u>その他の交通費</u> (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、<u>第6条第6項及び第7項並びに別表第2に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額</u>の範囲内における実費額の<u>宿泊費</u> (削除) (3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、<u>運送に要する実費額の転居費</u> (近接地外旅費)	<u>地域をいう。以下同じ。)</u>に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。 第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。 (近接地内旅費) 第15条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。 (1) 鉄道賃、船賃及び<u>車賃</u> (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第2の<u>宿泊料額</u>の範囲内における実費額の<u>宿泊料</u> (3) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合で、宿泊料を要しないが食費を要するときには、別表第2の食卓料</u> (4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、<u>別表第2の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料</u> (近接地外旅費)

改正後	改正前
第19条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費</u>とする。	第19条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、手当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とする。
(鉄道賃)	(鉄道賃)
第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。</u>	第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。</u>
(1) 乗車に要する運賃	(1) 乗車に要する運賃
(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金	(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
(3) 公務上の必要により寝台車を利用した場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金	(3) 公務上の必要により寝台車を利用した場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金
(4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金	(4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金
(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金	(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金
(削除)	<u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</u>
(削除)	<u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u>
(削除)	<u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの</u>
(削除)	<u>3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</u>
(航空賃)	(航空賃)

改正後	改正前
第22条 航空賃の額は、<u>航空機を利用する移動に要する費用</u>の範囲内の実費額による。	第22条 航空賃の額は、<u>旅客運賃</u>の範囲内の実費額による。
(<u>その他の交通費</u>)	(<u>車賃</u>)
第23条 <u>その他の交通費</u>の額は、<u>実費額</u>による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。	第23条 <u>車賃</u>の額は実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。
2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(<u>宿泊手当</u>)	(<u>日当</u>)
第24条 <u>宿泊手当</u>の額は、<u>第6条第6項及び第7項並びに別表第2に規定する額</u>による。	第24条 <u>日当</u>の額は、別表第2の<u>定額</u>による。
(<u>宿泊費</u>)	(<u>宿泊料</u>)
第25条 <u>宿泊費</u>の額は、別表第2に<u>規定する定額の範囲内の実費額</u>による。	第25条 <u>宿泊料</u>の額は、別表第2の定額による。
2 <u>宿泊費</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>その他の交通費</u>のほか別に<u>宿泊に係る費用</u>を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>その他の交通費</u>を要しないが<u>宿泊に係る費用</u>を要する場合に限り、支給する。	2 <u>宿泊料</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>車賃</u>のほかに別に<u>宿泊費</u>を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>車賃</u>を要しないが<u>宿泊費</u>を要する場合に限り、支給する。
(<u>包括宿泊費</u>)	(<u>食卓料</u>)
第26条 <u>包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額による。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額を超えるときは、当該合計額とする。</u>	第26条 <u>食卓料の額は、別表第2の定額による。</u>
(削除)	2 <u>食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>

改正後	改正前
(<u>転居費</u>) 第27条 <u>転居費</u>の額は、<u>次の各号のいずれかの方法により算定した実費額</u>による。 (1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u> (2) <u>旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u> (削除) 2 <u>前項の規定により算定するに当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として別途定めるものを除くものとする。</u> 3 <u>職員又は家族がこの条例の規定によらず、赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u> (<u>着後滞在費</u>) 第28条 <u>着後滞在費</u>の額は、<u>5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の額の合計額</u>に相当する額による。	(<u>移転料</u>) 第27条 <u>移転料</u>の額は、<u>次に規定する額の範囲内の実費額</u>による。 (1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の額</u> (2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u> (3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</u> 2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第2の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。</u> 3 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u> (<u>着後手当</u>) 第28条 <u>着後手当</u>の額は、<u>別表第2の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分</u>に相当する額による。

改正後	改正前
(<u>扶養親族移転費</u>) 第29条 <u>扶養親族移転費</u>の額は、次に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、<u>職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額</u> (削除) (削除) (削除) (2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を職員の居住地（赴任後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u> 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子に移転する場合には、<u>扶養親族移転費</u>の額の計算については、その子を	(<u>扶養親族移転料</u>) 第29条 <u>扶養親族移転料</u>の額は、次に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、<u>その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u> イ <u>12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u> ロ <u>12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額</u> ハ <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。</u> (2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第27条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u> 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子に移転する場合には、<u>扶養親族移転料</u>の額の計算については、その子を

改正後	改正前
赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 <u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。</u> (削除) (本邦通過の場合の旅費) 第31条 外国旅行中本邦を通過する場合にはその本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの<u>宿泊手当</u>又は本邦に到着した日までの<u>宿泊手当</u>についてはこの章に規定するところによる。 (航空賃及び<u>その他の交通費</u>) 第34条 航空賃の額は、次に規定する<u>航空機を利用する移動に要する費用</u>（以下この条において「運賃」という。）の合計額の範囲内の実費額による。 (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下位の級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃 (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、	赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 <u>(近接地以外の同一地域内の旅費)</u> <u>第30条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が、当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u> (本邦通過の場合の旅費) 第31条 外国旅行中本邦を通過する場合にはその本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの<u>日当及び食卓料</u>又は本邦に到着した日までの<u>日当及び食卓料</u>についてはこの章に規定するところによる。 (航空賃及び<u>車賃</u>) 第34条 航空賃の額は、次に規定する<u>旅客運賃</u>（以下この条において「運賃」という。）の合計額の範囲内の実費額による。 (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下位の級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃 (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、

改正後	改正前
前2号に規定する運賃のほかその座席の利用に要した運賃 2 前項第1号の規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超えるときは、同号の運賃は、最下位の級の直近上位の級の運賃によることができる。 3 <u>その他の交通費</u>の額は、実費額による。 (<u>宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費</u>) 第35条 <u>宿泊手当</u>の額は、<u>第6条第6項及び第7項並びに旅行先の区分に応じた別表第3に規定する額に、宿泊費の額は、旅行先の区分に応じた同表に規定する定額の範囲内の実費額に、包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る第25条の規定による宿泊費の額の合計額</u>による。 2 第25条第2項及び第26条<u>ただし書</u>の規定は、外国旅行の場合の<u>宿泊費及び包括宿泊費</u>について準用する。 (<u>渡航雑費</u>) 第39条の2 <u>渡航雑費</u>の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、<u>保険料、医薬品及び携行品の購入に係る費用、健康診断その他の医療機関での受診に係る費用並びにこれらの費用に類する又は付随する費用</u>の実費額による。 (削除) 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 (付則第2条～第3条省略)	前2号に規定する運賃のほかその座席の利用に要した運賃 2 前項第1号の規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超えるときは、同号の運賃は、最下位の級の直近上位の級の運賃によることができる。 3 <u>車賃</u>の額は、実費額による。 (<u>日当宿泊料及び食卓料</u>) 第35条 <u>日当、宿泊料及び食卓料</u>の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の<u>定額</u>による。 2 第25条第2項及び第26条<u>第2項</u>の規定は、外国旅行の場合の<u>宿泊料及び食卓料</u>について準用する。 (<u>渡航手数料</u>) 第39条の2 <u>渡航手数料</u>の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、<u>空港旅客サービス施設使用料並びに</u>入出国税の実費額による。 (<u>外国の同一地域内の旅行の旅費</u>) <u>第41条 第30条の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。</u> 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前																																
(削除)	4 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会が定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表に定める額（日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）の10分の8に相当する額とする。																																
4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。	5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。																																
(改正附則省略)																																	
附 則（令和7年 月 日条例第 号）																																	
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。																																	
2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。																																	
別表第1（第2条関係） 近接地の地域	別表第1（第2条関係） 近接地の地域																																
<table><tr><td>在勤庁の所在地</td><td colspan="4">近接地の地域</td></tr><tr><td rowspan="2">特別区の区域内</td><td>東京都</td><td colspan="4">特別区の区域の全地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td colspan="4">横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市</td></tr></table>	在勤庁の所在地	近接地の地域				特別区の区域内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市				神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市				<table><tr><td>在勤庁の所在地</td><td colspan="4">近接地の地域</td></tr><tr><td rowspan="2">特別区の区域内</td><td>東京都</td><td colspan="4">特別区の区域の全地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td colspan="4">横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市</td></tr></table>	在勤庁の所在地	近接地の地域				特別区の区域内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市				神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市			
在勤庁の所在地	近接地の地域																																
特別区の区域内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市																															
	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市																															
在勤庁の所在地	近接地の地域																																
特別区の区域内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市																															
	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市																															

改正後				改正前			
			秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市				秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市
		千葉県	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市			千葉県	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市
		埼玉県	川越市 川口市 所沢市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨 市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 八潮市 富士見 市 三郷市 吉川市 さいたま市 ふ じみ野市 入間郡三芳町			埼玉県	川越市 川口市 所沢市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨 市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 八潮市 富士見 市 三郷市 吉川市 さいたま市 ふ じみ野市 入間郡三芳町
特別区の区域 外		在勤庁からおおむね25キロメートル以内の区域 で任命権者が定める地域		特別区の区域 外		在勤庁からおおむね25キロメートル以内の区域 で任命権者が定める地域	

別表第2（第6条、第15条、第24条、第25条関係）
内国旅行の旅費

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	19,000円

（削除）

別表第2（第15条、第24条—第28条関係）
内国旅行の旅費

（1） 日当、宿泊料及び食卓料

区分	支給額
日当（1日につき）	1,300円
宿泊料（1夜につき）	10,900円
食卓料（1夜につき）	2,600円

（2） 移転料

鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上 100キ ロメー トル未	鉄道 100キ ロメー トル以 上300 キロメ ートル	鉄道 300キ ロメー トル以 上500 キロメ ートル	鉄道 500キ ロメー トル以 上1,000 キロメ	鉄道 1,000 キロメ ートル 以上1,500 キロメ	鉄道 1,500 キロメ ートル 以上2,000 キロメ	鉄道 2,000 キロメ ートル 以上

改正後

改正前

別表第3（第6条、第35条関係）
外国旅行の旅費

区分	支給額							
	<u>アジア</u>	<u>大洋州</u>	<u>北米</u>	<u>中南米</u>	<u>欧州</u>	<u>中東</u>	<u>アフリカ</u>	<u>その他の地域</u>
宿泊手当（1夜につき）	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>
宿泊費（1夜につき）	<u>47,000円</u>	<u>40,000円</u>	<u>59,000円</u>	<u>47,000円</u>	<u>49,000円</u>	<u>43,000円</u>	<u>47,000円</u>	<u>21,000円</u>

(削除)

備考 この表において「区分」とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の2の部に掲げる地域をいう。別表第3（第35条関係）
外国旅行の旅費

区分	支給額			
	<u>指定都市</u>	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	<u>丙地方</u>
日当（1日につき）	<u>3,600円</u>	<u>3,100円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,250円</u>
宿泊料（1夜につき）	<u>19,300円</u>	<u>16,100円</u>	<u>12,900円</u>	<u>11,600円</u>

食卓料（1夜につき） 7,200円 6,200円 5,000円 4,500円

備考

改正後	改正前
(削除)	<u>1 指定都市とは、人事委員会が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委員会 が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会 が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、 中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として人 事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事 委員会が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及 び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</u>
(削除)	<u>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到 着した日を除く。）の場合における日当及び食卓料の額は、丙 地方につき定める定額とする。</u>